

税外の未収金対策について

1 債権管理及び私債権徴収条例（仮称）《最終案》について

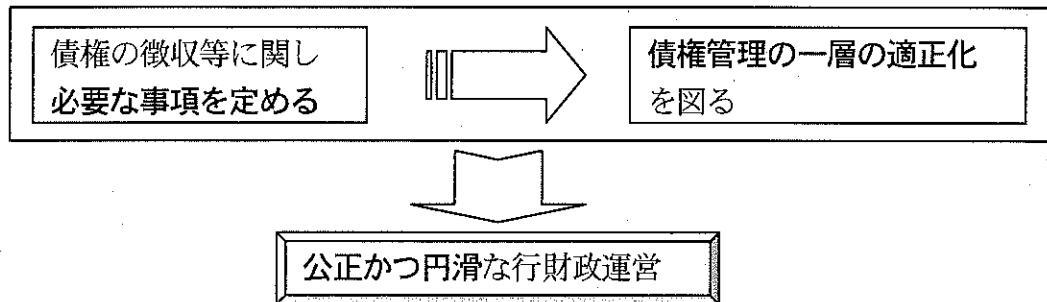
1 条例制定の経緯

全庁的な税外の未収金対策として、共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を平成 25 年 3 月に策定し、未収金の縮減へ向けた取組を行っています。

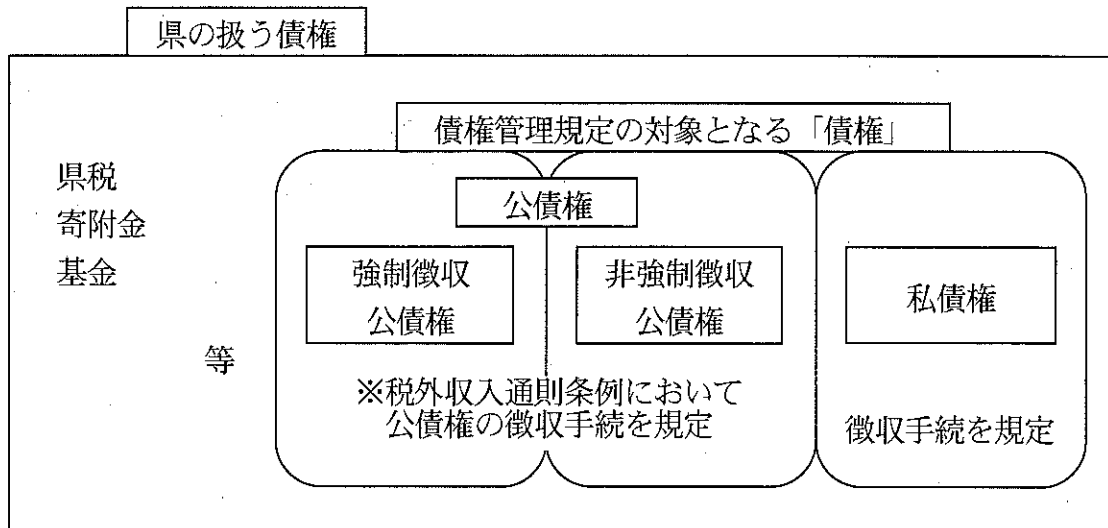
今回策定した指針に沿った手続を行ったとしても、なお一部の未収金において、回収が見込めないにもかかわらず長期間の債権管理が必要となる等といった課題があります。これらの課題を解消し、迅速な債権回収を図るとともに回収可能な債権の徴収業務等に県の経営資源を集中するためには、債権放棄の手続の見直しを含む検討が必要であることから、他県における条例や規則の状況などの債権管理事例の確認を行ったところです。こうした他県での条例制定の状況も踏まえて、本県でも長期管理債権の解消も含めた債権管理に関する条例が必要と考えています。

債権管理及び私債権徴収条例（仮称）を制定することによって、県が有する債権の徴収等に関し、債権の発生から消滅までに必要な事項について定め、債権管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政運営に繋げていきたいと考えています。

（参考）条例案の目的（第 1 条）



2 定義（第 2 条）



3 他の法令等との関係（第3条）

公債権を規定する公債権徴収条例（仮称）や、法令及び条例に特別の定めがある場合を除き、条例の定めるところによる。

4 債権の管理（第4条）

債権管理の基本姿勢を次のように定める。【三重県債権管理適正化指針 3】

債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

5 債権管理体制の整備（第5条）

知事及び公営企業管理者が管理体制の整備を行い、未収金の状況について情報提供に努める事を明記。

6 私債権の徴収手続（第6条～第15条）

私債権の徴収手続については、地方自治法等の法令や既存の条例等を参考に県において行うべき債権回収及び徴収緩和手続を規定しています。

(1) 督促（第6条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-ア】

履行期限までに履行しない者への督促の義務を明記

・地方自治法第240条を受けた地方自治法施行令第171条の規定と同じ

(2) 遅延損害金（第7条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(4)-イ】

違約金（賠償額の予定を定めたもの）の定めがあるものを除き、遅延損害金を年5%とし、公債権（三重県税外収入通則条例で規定有）と同様な減免制度を整備

(3) 強制徴収等（第8条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-オ】

督促をした後相当な期間を経過してもなお履行されないときは、特別な事由がある場合を除き、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続による履行の請求をとらなければならない。

・地方自治法施行令第171条の2の規定と同じ

(4) 履行期限の繰上げ（第9条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

・地方自治法施行令第171条の3の規定と同じ

(5) 債権の申出等（第10条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

・地方自治法施行令第171条の4の規定と同じ

(6) 徴収停止（第11条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ア】

・地方自治法施行令第171条の5の規定と同じ

※ 徴収停止の要件

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(7) 履行延期の特約等 (第 12 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-イ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定と同じ

※ 履行延期の特約等の要件

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(8) 免除 (第 13 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ウ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定と同じ

(9) 債権の放棄 (第 14 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-エ、7】

※ 債権放棄の基準 (案)

- ア 徴収停止後 3 年を経過した後においてもなお徴収停止の事由が認められるとき
 - ※ 3 年は地方税法の執行停止と同一
- イ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき
 - ※ 債権管理事務取扱規則第三十条のみなし消滅規定 (第三号) を準用
- ウ 時効完成時につきの各項目にかかる事由にあるとき
 - ① 債務者に差し押さえることができる財産が無いとき
 - ② 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - ③ 所在不明かつ差押えできる財産がともに不明であるとき
 - ※ ①～③地方税法の執行停止の要件

(10) 報告 (第 15 条)

債権放棄を行ったときは、議会へ報告しなければならない。

7 その他

(1) 規則等への委任 (第 16 条)

三重県債権管理及び私債権徴収条例 (仮称) 施行規則を定め、具体的手続等を規定

ア 債権管理体制の整備方法

債権管理簿等の整備

債権管理事務の総括

債権管理者の設置

債権管理推進会議の設置

債権処理計画の策定・公表

イ 私債権の徴収手続

督促の処理手続

履行期限の繰上げの要件

徴収停止の手続

履行期限の特約等の手続・特約時の条件

債権の放棄・議会への報告の手続

(2) 施行期日 (附則 1)

平成 26 年 4 月 1 日とする。

遅延損害金の施行日は平成 27 年 4 月 1 日とする。

(3) 経過措置 (附則 2)

ア 遅延損害金については、施行期日以降に発生した私債権に適用

イ 遅延損害金の減免については、施行期日前に係るものにも適用

8 今後の予定

- ・平成 25 年 12 月 パブリックコメントの実施
- ・平成 26 年 2 月 2 月定例会に条例案を提出
- ・平成 26 年 4 月 条例の施行を予定 (一部平成 27 年 4 月)

(参考1) 三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)《最終案》

平成二十六年〇〇月〇〇日

三重県条例第〇〇号

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)を公布する。

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)

(目的)

第一条 この条例は、三重県(以下「県」という。)が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号に掲げる債権を除く。)をいう。
- 二 公債権 債権のうち、法第二百三十一の三第一項に規定する歳入に係る債権をいう。
- 三 私債権 債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権をいう。
- 四 条例等 条例並びに三重県規則、法第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、公債権に係る三重県公債権徴収条例(仮称)(昭和三十九年三重県条例十三号)の規定、法令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権の管理)

第四条 債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(債権管理体制の整備)

第五条 知事及び公営企業管理者(以下「知事等」という。)は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

- 2 知事は、債権を適正に管理するため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。
- 3 知事等は、債権に係る未収金の状況について広く県民へ情報提供に努めなければならない。

(督促)

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第七条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行されないときは履行の遅滞に係

る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

- 2 前項の遅延損害金の額は、別に債務者との合意や違約金等の定めのある場合を除き（次項から第五項において同じ）、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。
- 3 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 第二項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 6 知事等は、私債権の履行期限までに当該私債権を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

（強制執行等）

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第九条 知事等は、私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づい

て当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
(債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 第十一条の規定により徴収停止の措置を行った私債権について、徴収停止の措置をとった日から三年を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したものについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを三重県議会に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用範囲)

2 第七条の規定は、本条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金に適用する。ただし、第七条第六項の規定は、本条の施行の日前に履行期限が到来した私債権に係る遅延損害金についても適用する。

(参考2) 三重県の債権管理方針（「三重県債権管理適正化指針」より）

(1) 滞納の未然防止・管理手法

- ・ 本県においては個別法による債権管理の手続は整理されていますが、地方自治法等の一般的な手続について整理されていなかったため、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続を、他の法令等の定めがない場合にはこの指針に従って行うものとしします。
- ・ 確実に債権の回収を行うため、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用に努めます。
- ・ 新規未収金が発生した際は、債権管理簿を作成し、必要書類とともにその記録・保管等を行い、債権担当者が交代しても一貫した対応ができるようにします。

(2) 債権回収の強化

- ・ 債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を十分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じます。
- ・ 法令に基づく督促を徹底し、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促すとともに、納付に応じない場合は、財産調査などを行ったうえで、法令に基づいた的確な債権管理手段を選択します。また、返済する資力を有しているにもかかわらず返済に応じない悪質な債務者には、速やかに訴訟提起や強制執行等の手段を取ることで、未収金の回収を図ります。
- ・ 民間委託など効果的な債権管理方法について引き続き検討します。

(3) 債権の適切な整理

- ・ 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行ったうえで、債務者の状況により法令等に基づいた債権整理の手続を進めます。また、既存の法令等の範囲内では回収可能性の極めて低い未収金を長期に管理せざるを得ない場合があります。そのような状況を回避するため、徴収（執行）停止、履行期限の延長、債務の免除、権利の放棄等徴収緩和の措置を講じます。

(4) 制度運用の強化

- ・ 口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫や延滞金等の適切な運用など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、必要に応じて、制度の見直しを継続します。

(5) 債権管理の目標・公表

- ・ 未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築します。
- ・ 三重県債権管理推進会議の場を活用し進行管理等を行います。

債権管理及び私債権徴収条例(仮称)《最終案》と既存条例の関係(イメージ)

債権徴収の基本となる考え方 〔各種法令において定められている手続きの再確認〕			
債権 の 区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権 (分担金・過料・使用料・手数料等)	非強制徴収公債権 (使用料・手数料等)	(貸付金等)
	例：産廃行政代執行費用 児童措置費負担金	例：生活保護返還金 恩給・扶助料過払金	例：中小企業者等支援資金貸付金 母子寡婦福祉貸付金
徴収 手段	◎督促の規定 〔自治法 § 231 の 3 (公債権)〕 ◎自力執行権のある債権 ＝県税関係の法律等の例による (強制徴収可能)		債権管理及び私債権徴収条例(仮称)で規定 ●督促の規定〔§ 240・自治令 § 171 (私債権)〕 ●自力執行権のない債権 (裁判所の関与が必要・強制執行)
	◎税外収入通則条例による 延滞金の徴収及び免除・罰則		●遅延損害金の徴収及び免除を規定 ※既定の違約金の定めがある場合を除く ●債権放棄の要件を規定 ※2年～10年で時効の期間が経過し、かつ時効の援用を行わなければ消滅しない。
整理 (放棄) 手段	※5年経過により強制的に債権が消滅。		◎個別の貸付金条例等において免除・減免規定を設けている。
	◎税外収入通則条例による 徴収猶予・減免		



基本 姿勢	債権管理及び私債権徴収条例(仮称)で規定 ●「法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。」
債権 管理 手法	●債権管理の強化(債権管理簿等の整備、債権管理者の設置、債権管理調整会議等を条例施行規則で規定) ●広く県民への情報提供の充実(「債権処理計画」を条例施行規則で規定) 債権回収と債権整理のルールに基づき仕分けを行い、「債権処理計画」を策定し公表(目標設定、実績確定)

(参考3) 債権放棄を行った債権の県議会への報告について (案)

債権管理及び私債権徴収条例《最終案》(以下「条例案」という。)において、「債権放棄を行ったときは議会に報告しなければならない」と規定していますが、その運用については次のとおりお願いしたいと考えています。

1 債権放棄の時期

放棄の決定は毎年度末

2 議会への報告時期

9月定例会議へ報告

(決算認定議案提出時と同時に報告)

※ 決算認定議案の提出日が異なるため、企業会計と一般・特別会計の2段階での報告となります。

(他県の事例)

(1) 東京都

・9月定例会議(決算議案と同時に提出)

※ 東京都では、3月に債権放棄を決定し9月議会に報告しています。

3 報告の内容

① 債権の種類

② 債権の額

③ 放棄事由(条例案の条文毎に類型化したもの)

(他県の事例)

(1) 東京都

・施行規則において、報告項目を「債権の種類」及び「債権の額」、「知事が必要と認める事項」とし、放棄決定の日を公表しています。

(2) 岡山県

・施行規則において、報告項目を「債権の種類」及び「債権の額」として
います。

○ 条例案の「債権の放棄」の規定

(債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 第十一条の規定により徴収停止の措置を行った私債権について、徴収停止の措置をとった日から三年を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したものについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを三重県議会に報告しなければならない。

2 三重県税外収入通則条例の改正について

「三重県税外収入通則条例」は、地方自治法第228条及び第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の県の歳入に関する徴収猶予及び減免、還付、罰則並びに延滞金に関する事項について定めた条例であり、今回、新たに「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）」を制定しようとするに鑑み、改正を行う予定です。

1 主な改正内容

(1) 債権管理及び私債権徴収条例（仮称）と整合をはかるための改正

- ①公債権に係る徴収手続きの規定追加
- ②三重県公債権徴収条例（仮称）に名称変更

(2) 県税条例の規定内容に準じた改正

公債権の延滞金の割合等を県税条例の規定内容に準じることと整理し、改正

①延滞金の割合

（現行）14.5% → （改正案）14.6%

②納期限からの一定期間（③の期間）における延滞金の割合

（現行）7.25% → （改正案）7.3%

③延滞金の割合を軽減する期間

（現行）督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間

（改正案）納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

④延滞金の不徴収等の金額

	延滞金計算の基礎となる 債権金額	延滞金の確定金額	
		不徴収	端数切捨
現行	100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	10円未満	10円未満
改正案	1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	1,000円未満	100円未満

2 三重県税外収入通則条例の改正の概要

三重県税外収入通則条例の名称を三重県公債権徴収条例（仮称）に変更します。

また、以下のとおり現行規定を改正するとともに、新たに規定追加します。

（税外収入通則条例の一部改正）

<現行規定を改正する項目>

(1) 趣旨

三重県税外収入通則条例第1条の規定に今回新たに設ける手続規定を追加する。

(2) 延滞金

三重県税外収入通則条例第5条に規定する延滞金の割合等について、以下①～④のとおりとする。

① 延滞金の割合：14.6%

② 納期限からの一定期間（③の期間）における延滞金の割合：7.3%

③ 滞金の割合を軽減する期間

：納期限の翌日から1月を経過する日までの期間。

④ 延滞金の不徴収等の金額

：1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

<新たに規定追加する項目>

(1) 定義

用語を定義する。

(2) 強制徴収公債権の徴収手続

ア 督促

地方自治法第231条の3第1項の規定。

イ 送達、公示送達

地方自治法第231条の3第4項の規定。

ウ 滞納処分

地方自治法第231条の3第3項の規定。

エ 履行期限の繰上げ

地方自治法施行令第171条の3の規定。

オ 債権の申出等

地方自治法施行令第171条の4の規定。

(3) 非強制徴収公債権の徴収手続

ア 督促

地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定。

イ 送達、公示送達

地方自治法第 231 条の 3 第 4 項の規定。

ウ 強制執行等

地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定。

エ 履行期限の繰上げ

地方自治法施行令第 171 条の 3 の規定。

オ 債権の申出等

地方自治法施行令第 171 条の 4 の規定。

カ 徴収停止

地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定。

(4) 委任

この条例の施行について、必要な事項は規則等で定める旨を規定する。

<現行規定どおりの項目>

(1) 徴収猶予及び減免

三重県税外収入通則条例第 2 条の規定。

(2) 使用料の還付

三重県税外収入通則条例第 3 条の規定。

(3) 罰則

三重県税外収入通則条例第 4 条の規定。

※施行期日は平成 26 年 4 月 1 日を予定。

なお、延滞金の施行日は平成 27 年 4 月 1 日を予定。

※延滞金について、所要の経過措置を講じる旨を規定する。

3 今後の予定

- ・平成25年12月 パブリックコメントの実施
(債権管理及び私債権徴収条例(仮称)とあわせて)
- ・平成26年2月 2月定例会月会議に条例案を提出
- ・平成26年4月 条例の施行を予定(一部平成27年4月)

○ 三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三月二十五日 三重県条例第十三号）

（趣旨）

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十八条及び第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の県の歳入（以下「税外収入」という。）に関する徴収猶予及び減免、還付、罰則並びに延滞金に関する事項について定めるものとする。

（徴収猶予及び減免）

第二条 知事は、分担金、使用料若しくは法第二百二十七条の手数料について、貧困その他のやむを得ない経済上の理由によりこれを納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、その納付することが著しく困難であると認められる金額又は特別の必要があると認められる金額を限度として、その徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

（使用料の還付）

第三条 既納の使用料は、次の各号に掲げる場合に限り、還付する。

- 一 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が当該使用の廃止若しくは中止の許可を受け、又はその他の正規の手続を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき。
 - 二 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が、その責に基づかない災害その他の理由により、その使用に供することが著しく困難となつたとき。
 - 三 公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたとき。
- 2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
- 一 財産又は公の施設の使用の廃止又は中止をした場合の使用料の額が条例の規定により定められているとき。 既納の使用料の額から当該規定により算定した使用料の額を控除した額
 - 二 その他のとき。
 - イ 使用料の額が年額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間（その期間に一月未満の端数があるとき、又はその期間が一月未満であるときは、その端数日数又はその全期間を切り捨てる。）について月割計算をした額
 - ロ 使用料の額が月額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間について日割計算をした額
 - ハ イ及びロ以外のとき。 知事が相当と認める額

（罰則）

第四条 分担金、使用料、加入金及び法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者は、次項に定めるものを除くほか、五万円以下の過料に処する。

- 2 詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(延滞金)

第五条 知事は、法第二百三十一条の三第一項に規定する税外収入について同項の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。

2 前項の延滞金の額は、同項の税外収入の納期限（徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外収入の金額に年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入の金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第二項の延滞金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその金額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 知事は、税外収入の納期限までに当該税外収入を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

附 則

1～5（略）

6 当分の間、第五条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。

※上記附則第6項については、地方税法の一部改正（平成25年3月30日公布、平成26年1月1日施行）に鑑み、11月定例会議に提出している改正案を掲載

関係法令等

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6～11（略）

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日 号外政令第十六号）

（強制執行等）

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

3 関係条例の改正について

税外収入通則条例の適用が条文上明記されている条例のほか、債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定や税外収入通則条例の改正に鑑み改正が必要となる条例については、以下のとおりです。

（1）税外収入通則条例の適用が条文上明記されている条例

「三重県税外収入通則条例」と規定されているところ、公債権にかかる条例については税外収入通則条例の新たな名称である「三重県公債権徴収条例（仮称）」に、私債権にかかる条例については「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）」に、条例の名称を改正します。

公債権	私債権	条 例 名	所管部局
○		行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例	総務部
○		三重県総合文化センター条例	環境生活部
○		三重県人権センター条例	
○		三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例	地域連携部
○		三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例	雇用経済部
○		三重県流域下水道条例	県土整備部
	○	三重県特定公共賃貸住宅条例	
	○	三重県営住宅条例	
○		三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例	
○		三重県砂防設備占用料等徴収条例	
○		港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例	
	○	三重県病院事業条例	病院事業庁
○		三重県立高等学校条例	教育委員会
○		三重県立美術館条例	
○		齋宮歴史博物館条例	
○		三重県総合博物館条例	

（注）三重県立博物館条例については、三重県立総合博物館条例が施行された時点で廃止するため、改正しないこととしており、上記表には掲載していません。

（参考）主な条文は以下のとおり。

「この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。」

(2) 債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定や税外収入通則条例の改正に鑑み改正する条例

債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定や税外収入通則条例の改正に鑑み、個別に延滞金の割合等を規定している条例について改正の要否を検討した結果、以下5本の条例について改正することとしています。

- ①三重県介護保険財政安定化基金条例（健康福祉部）
- ②三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（健康福祉部）
- ③三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例（農林水産部）
- ④三重県水道供給条例（企業庁）
- ⑤三重県工業用水道条例（企業庁）

(3) その他、債権に関する条例

(1)(2)に掲げた条例以外の債権に関する条例については、今回、改正の必要は生じていませんが、債権管理及び私債権徴収条例（仮称）や公債権徴収条例（仮称）の適用がある債権に関する条例については、県民の皆様によりわかりやすくなるよう、必要に応じて随時、「この条例に定めるもののほか、三重県公債権徴収条例に定める事項については、その定めるところによる。」といった趣旨の規定を整備してまいります。

(4) 今後の予定（(1)、(2)について）

- ・平成26年2月 2月定例会月会議に条例案を提出

【参考】債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定及び税外収入通則条例の改正後の延滞金等の割合等

	県税	公債権(※1)	私債権(※2)
	県税条例	公債権徴収条例	債権管理及び私債権徴収条例
延滞金等の割合	延滞金：14.6%	延滞金：14.6%	遅延損害金：5%
納期限からの一定期間における延滞金の割合	7.3%	7.3%	—
延滞金の割合を軽減する期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	—
延滞金の不徴収等の金額	以下の表のとおり	以下の表のとおり	以下の表のとおり

※1：地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入にかかる債権をいう。

※2：消滅時効について時効の援用を要する債権をいう。

(延滞金の不徴収等の金額)

延滞金計算の基礎となる債権金額	延滞金の確定金額	
	不徴収	端数切捨
1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	1,000円未満	100円未満